

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言『解除』」への対応について

2020. 6. 28

2020. 7. 4 発行

西山自然保護ネットワーク

代表 宮崎俊一 中河洋介 槻木勝

4月7日、国は「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を出し、人と人との接触を最低7割、極力8割の削減を要請し、「不要不急の外出」及び「三つの密 ①密閉空間、②密集場所、③密接場面を避ける」を要請しました。

その後社会経済活動の回復のため、5月25日に国から、緊急事態宣言が解除されました。ほとんど止まっていた飲食関連などの経済は徐々に動きはじめています。しかし新型コロナウイルス感染症が収束したわけではないため、引き続き外出自粛要請やテレワークの推奨はおこなわれていきます。

登山関連では、山岳4団体も5月25日に第二次感染防止の指針を出しました。

西山自然保護ネットワークでは5月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言への対応について」を出しました。

今回、緊急事態宣言の解除を受けて、当会はどのように活動するかを検討し、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の当面の活動ルール」を出すことにしました。

基本的には、5月20日の対応を基本に、ウイルス感染の防止のため、不要不急の外出を避け、三つの密を避けることを骨子としました。

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除後の当面の活動ルール

1. 団体活動

会としての団体活動は、問題が収束するまで停止する。

2. 個人活動

会の行事としての活動でなくても、個人が必要と思って取り組む調査・取り組みを止めるものではない。会の指示がなくても、会員個々人の活動は、会にとっては大切な活動である。ただし取り組むときは、計画を事前に代表および事務局長に提出し、事後に活動報告を提出すること。

3. 調査グループ活動

4月21日発信で調査グループとしての活動は停止する。ただし個人調査は事前申請と調査報告提出を条件に可とする。

4. 花観察ハイキング

花観察ハイキングは中止とする。

5. 秋の作業

計画は事務局会議で立案するが、作業は問題が収束するまで中止とする。

計画の事務局案は幹事にお知らせする。また事務局は予定日の30日前にコロナ問題の状況を判断し、実施するか否かを決める。

6. イノシシ対策

必要に応じ侵入チェックを行い、侵入防止対をおこなう。

活動は個人活動とし、カメラでの監視もおこなう。

7. 事務局会議

当面三密を避け、三代表と事務局長が検討した案をメールで送り、賛否を問う方法でメール会議にかえる。

8. 幹事会

例年7月に開催している幹事会は、議案を送付し、各議案についてメールにて意見交換をおこない、賛否を問う方法でメール会議にかえる。

9. 活動の際は、次の点を守ること。

- (1) 公共交通での移動は極力避けること。
- (2) 自家用車に同乗する場合には、窓を全開すること。費用は同乗者分担とする。
- (3) マスク着用、手洗いとうがいは必ず実施すること。
- (4) 少しでも体調に異変があれば絶対に参加しないこと。

付記

当会は今後も、状況の変化を見ながら適宜ルールを見直し、変更していきます。
全面解除を受けても、新型コロナウイルス感染の危機は常に存在します。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上